

帯広大谷短期大学，釧路短期大学，北海道教育大学，帯広畜産大学及び釧路公立大学による教員免許状更新講習の共同実施に関する協定書

帯広大谷短期大学，釧路短期大学，北海道教育大学，帯広畜産大学及び釧路公立大学（以下「共同実施大学」という。）は，教員免許状更新講習（以下「更新講習」という。）を共同で実施することに関し，次のとおり協定を締結する。

（コンソーシアム）

1. 更新講習を円滑に実施するために，共同実施大学間で北海道東部地域教員免許状更新講習コンソーシアム（以下「道東コンソーシアム」という。）を設立する。

（協力事項）

2. 共同実施大学は更新講習の実施に関する次の事項の全て又はいずれかについて協力するものとする。
 - （1）道東コンソーシアムの運営に関する事。
 - （2）会場に関する事。
 - （3）広報に関する事。
 - （4）募集要項に関する事。
 - （5）実施経費に関する事。
 - （6）修了認定に関する事。
 - （7）講習者情報の共有及び講習内容の改善に関する事。
 - （8）その他共同実施に関し必要な事項

（覚書）

3. 本協定書に定める事項の実施に当たっては，共同実施大学が誠意をもって協力するものとし，必要に応じて「覚書」を交わすことができるものとする。

（有効期限）

4. この協定は共同実施大学が署名した日に発効し，1年間に限り有効とする。ただし，共同実施大学のいずれからも異議の申し出がない場合は，自動的に更新される。

（協議）

5. この協定に定めのない事項については，共同実施大学がその都度協議して決定する。

（附則）

本協定書の最初に到来する有効期限については，第4項の規定に関わらず平成22年3月31日までとする。

平成20年12月 8日

帯広大谷短期大学長 中川 皓三郎

釧路短期大学長 西谷 正一

北海道教育大学長 本間 謙二

帯広畜産大学長 長澤 秀行

釧路公立大学長 小磯 修二